

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する**販売農家**の皆様を支援します～

注)この内容は令和4年11月1日時点のものです。今後内容変更の可能性があります。

作成:大山町農業再生協議会

販売農家※の皆様へ

肥料価格の高騰が農業経営に与える影響を緩和するため、**肥料の購入費用の一部**を支援します。

※この支援事業は農産物を生産・販売する農家が対象です。

支援対象となる肥料

令和4年6月から令和5年2月までに購入または予約注文が確定し、**販売目的の農産物を生産するために使用する肥料**が対象です。

※令和4年5月31日以前に購入または予約注文した肥料は対象になりません。

支援の内容

・前年度からの肥料費増加額分のうち、**9割程度**(国7割、県1割、町1割負担)に相当する金額を**支援金**として交付します。

●**支援金の金額例(秋肥の場合)**:対象期間の肥料費が**10万円**だった場合
支援金 = (100,000円 - 100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.9 = **18,570円**

※国が作成した計算式で算出するため、実際は増加額の9割に満たない場合があります。

・ただし、「**化学肥料の低減にむけた取組メニュー**」から、**2つ以上の取組を選んで実施**することが条件となります。

申請に必要なもの

提出した資料は返却できません。
原本が必要な方はコピーを提出してください。

① 注文票 (肥料銘柄、数量、購入金額がわかるもの)

※ホームセンターなどの店頭で予約注文無しに購入した肥料(当用買い肥料)も、一覧表を別々に作成して(様式があります)、レシート等とともに提出してください。

② 領収書または請求書 (肥料の種類、数量、購入金額が記載されていること)

※注文票、領収証または請求書は、**令和4年秋肥**(令和4年6月～10月に注文した肥料)と、**令和5年春肥**(令和4年11月～令和5年2月に注文した肥料)を、**別々にとりまとめてください**。

③ 化学肥料低減計画書

※「化学肥料低減にむけた取組メニュー」から、2つ以上選んで記入してもらいます。
また、支援金を受給するにあたって**遵守すべき事項について確約**していただきます。

④ 販売伝票等 (農産物の販売実績を確認できるもの)

⑤ 振込口座情報(確認ができる書類の写し 例:通帳表紙と見開き1ページ目など)

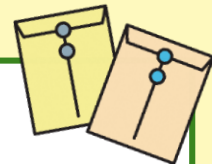
★重要★ 支援金申請後に必要なこと



- ① 支援金受給の対象として申請した肥料は、令和4年秋肥または令和5年春肥として必ず使い切ってください。
- ② 「化学肥料の低減に向けた取組」を実施したことが確認できる書類(※)を、5年間保管してください。
※ 土壌診断結果、施肥設計書、作業時の写真などですが、必要となる書類は取組むメニューの種類によって異なります。
- ③ 支援金交付額の根拠となる証拠書類を5年間保管してください。
- ④ 令和5年10月までに中間報告書を、令和6年10月までに実施報告書(化学肥料低減実施報告書:様式第8号)を、提出してください。
化学肥料低減の取組を行わなかった場合や、必要書類を提出しなかった場合、あるいは虚偽の報告を行った場合などは、
支援金を返還していただくことになります。



申請期間



令和4年秋肥(令和4年6～10月までに購入または予約注文が確定した肥料)

令和5年春肥(令和4年11月～令和5年2月までに購入または予約注文が確定した肥料)

いずれも(※)

令和5年 2月28日まで

※ ただし、別々の申請書にとりまとめて申請してください

申請先

- 大山町農業再生協議会(大山町役場中山支所農林水産課内)
- 大山町役場本庁住民課
- 大山町役場大山支所建設課総合窓口室
- JA鳥取西部大山営農センター

お問い合わせ先

- 申請に関すること
大山町農業再生協議会事務局(大山町農林水産課) TEL:0858-58-6116
- 事業全般に関すること
鳥取県農業再生協議会事務局(鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課)
TEL:0857-26-7417、7649
ホームページURL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/307380.htm>